

分野	V 教育・子育て	分野内の整理	3. 文化財・伝統文化芸能について
----	----------	--------	-------------------

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・書物や巻物など個人所有の文化財の老朽化が進んでいるが、把握や保存まではできていない。
- ・芸能保存会所有の神楽などは町で保管場所を提供している。
- ・現在、芸文協に所属している各団体が今後活動していくのかどうかはアンケートで確認している。

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・文化財に指定されていない、個人所有の文化財“相当品”は個人で管理すべき。
- ・伝統芸能は避難前から後継者問題を抱えていたが、広域避難となったため、更に問題が深刻になっている。
- ・無形の伝統芸能を継承していくために、人と人のつながりを強めるとともに、楽譜などにして保存していかないといけない。
- ・避難先で伝統工芸を続けるための支援策を充実させてほしい。県内と県外の格差を是正してほしい。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ①個人所有の文化財は、原則、個人保管だが、保管場所の周知や個別対応を継続実施すること。また、除染にあたっては、文化財の取り扱いに留意すること。
- ②伝統芸能の伝承のための施策を展開すること。また、芸文協や各団体と連携を強化し、伝統芸能の普及を図ること。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ①文化財
 - ・貴重な個人所有の文化財について、指定登録を周知
 - ・文化財の保管場所の周知と個別対応の継続
 - ・除染にあたって、浪江町内の文化財(古墳など)の取り扱いに注意すること
- ②伝統芸能の継承
 - ・楽器演奏を楽譜として保存
 - ・後継者については、地域などを限定せず、広く協力を求める
 - ・地域の歴史(郷土史ではなく、生活史)をテキストや映像として保存する
- ③伝統芸能の普及
 - ・伝統芸能の団体に対して芸文協への加入の呼びかけ
 - ・イベントの通知は芸文協に加入していない団体にも周知する
 - ・団体がイベントを主催する時は役場に伝える